



福井労働局発表
平成27年11月27日

担	福井労働局労働基準部 健康安全課長 戸高 正博 地方産業安全専門官 太田 直宏
当	電話 0776 - 22 - 2657 (直通)

北陸4県で冬季無災害運動を推進します

実施期間：平成27年12月1日から平成28年2月29日まで

福井労働局（局長 かとう 加藤 しげお 滋穂）では、冬季の積雪・凍結時及び年末年始の非定常作業時等の労働災害防止運動を積極的に展開することにより、さらなる死亡災害及び休業災害の減少を図るため、「冬季無災害運動実施要領」（別添1）を定め、「冬季無災害運動」を推進することといたしました。

また、同期間中は、新潟・富山・石川の各労働局においても同運動を推進しており、北陸4労働局共同で作成したポスター（別添2）を関係団体等へ配布し、職場への掲示を呼びかける等の取り組みも実施してまいります。

冬季無災害運動実施要領

～路面・作業床の凍結・積雪による転倒災害を防止しましょう～

福井県内においては、例年、冬季における積雪・凍結等に起因して被災する労働者の割合が、冬季の死傷者全体の1割から2割を占めている状況にある。

特に、積雪・凍結等により滑って転倒する災害が全体の約6割を占め、手足等を骨折する等の重傷災害が多く発生している。

過去3年間の12月から2月末までの冬季において、97人の方が積雪・凍結等により休業4日以上の労働災害に遭い、そのうち積雪・凍結等により転倒された方が59人、屋根の雪下ろし等において墜落・転落された方が14人、車やバイクのスリップ等による交通事故に遭われた方が11人といった状況にある。

特に、年末年始は、生活のリズムの変化、荷動きの増加、気象条件（積雪・凍結等）、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、職場では、余裕をもった作業計画と災害防止のための特別な配慮が必要となる。

冬季の積雪・凍結時及び年末年始の非定常作業時等の労働災害防止運動を積極的に展開し、さらなる死亡災害及び休業災害の減少を図るため、下記により「冬季無災害運動」を実施する。

記

1 実施期間

平成27年12月1日から平成28年2月29日まで

2 主唱者

福井労働局、福井・敦賀・武生・大野労働基準監督署

3 実施者

各事業者

4 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体等に対する協力要請
- (2) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (3) ポスター、ホームページ、記者発表等による広報

5 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全衛生パトロールの実施
- (3) 積雪・凍結等による転倒災害防止対策の徹底
- (4) 屋根の雪下ろし等による墜落・転落防止対策の徹底
- (5) 除雪機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底
- (6) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく冬季の交通労働災害防止対策の推進

冬季無災害運動を推進しています

実施期間：平成27年12月1日～平成28年2月29日

路面・作業床の凍結・積雪による転倒災害を防止しましょう



《携帯用かんじきの例》



《ヒートマットの設置例》

- ▶ 余裕をもって、急がず、短い歩幅で歩く
～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～
- ▶ 凍結防止剤の散布、除雪・融雪の徹底

- ▶ 足のサイズにあった滑りにくい靴の着用
水・油用の耐滑靴も、雪や氷の上では滑ることがある
- ▶ 除雪・融雪するためのマットの敷設 など

毎年、下のような災害も発生しています

スリップによる交通事故



- ▶ 無理の無い走行計画を立てること
- ▶ 早めの冬用タイヤの装着
- ▶ 速度を控え、急ハンドル・急ブレーキ・急発進をしないこと
- ▶ 交通安全マップの作成 など

屋根除雪中の墜落災害



- ▶ 作業指揮者を選任すること
- ▶ 2人以上で作業を行うこと
- ▶ 保護帽・安全帯の着用
- ▶ 作業計画を策定すること など

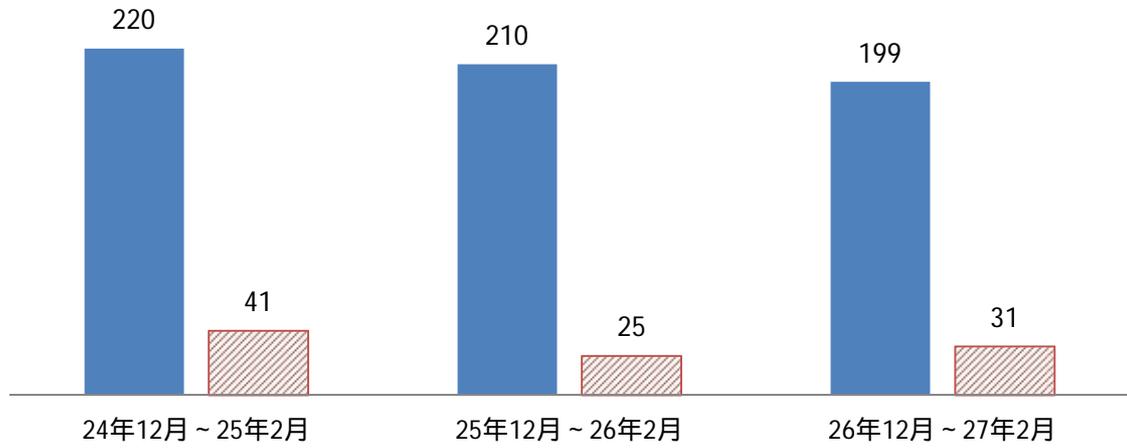
除雪車・除雪機によるはさまれ・巻き込まれ災害



- ▶ 機械の故障・点検時にはエンジンを停止すること
- ▶ 運転時には周囲の確認を徹底すること
- ▶ 作業範囲内への立ち入り禁止を徹底すること など

冬季(12月～2月)における労働災害発生状況

■ 休業4日以上の労働災害発生件数(人) □ うち積雪・凍結等による労働災害発生件数(人)



冬季(12月～2月)における積雪・凍結等による過去3年間の休業4日以上の事故の型別労働災害発生状況

